

再処理事業変更許可申請書の一部補正内容

1. アクティブ試験中の低レベル廃棄物貯蔵建屋の一部先行使用に伴う先行使用範囲の変更

アクティブ試験中の低レベル廃棄物貯蔵建屋の先行使用部分の火災検知及び放射線監視について、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の制御室においても監視できるよう、火災防護設備と放射線監視設備の工事を行うとともに、当該設備等について新たに先行使用の範囲にする変更を行いました。

2. 工事計画の変更

使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内への低レベル固体廃棄物の貯蔵室設置及び低レベル廃棄物貯蔵建屋の設置に係る「工事計画」について、今後の手続きに要する期間等を考慮し、以下のとおり変更しました。

また、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の制御室における火災防護設備及び放射線監視設備に係る「工事計画」を以下のとおり追加しました。

補正対象	補正前	補正後
使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内への低レベル固体廃棄物の貯蔵室設置	着工時期 平成 22 年 6 月	→ 平成 22 年 8 月
	しゅん工時期 平成 22 年 7 月	→ 平成 22 年 9 月
低レベル廃棄物貯蔵建屋の設置	着工時期 平成 22 年 6 月	→ 平成 22 年 8 月
	しゅん工時期 平成 24 年 3 月	→ 平成 24 年 5 月
使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の制御室における火災防護設備・放射線監視設備の工事	着工時期	平成 22 年 8 月
	しゅん工時期	平成 22 年 9 月

3. その他

使用済燃料の種類別の取得計画の記述の変更をするとともに、再処理事業に関する技術者数の見直し等の記載の適正化を図りました。

以上